

事務連絡
平成28年7月1日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局旅客課長

一般貸切旅客自動車運送事業の運行における到着地等の待機に係る
運賃及び料金の取扱いについて

一般貸切旅客自動車運送事業の新たな運賃・料金制度が適用されている現下、主に日帰り運送において、到着地で長時間の待機を行う場合、待機時間に係る時間制運賃の收受については、「運転者が、車内、運転者控え室等で待機している場合は拘束時間として時間運賃を收受すべき。休息時間としている場合は、時間制運賃を收受できない。」と解釈を示してきたところであるが、解釈が曖昧であるという指摘がなされているため、下記のとおり、改めて解釈を示すこととする。

なお、この取り扱いについては、本通知日以降に契約する運送から適用することとする。

また、本件については、公益社団法人日本バス協会会長に対し、別添のとおり通知したので申し添える。

記

＜到着地で長時間の待機を行う場合の待機時間に係る時間制運賃の收受について＞

貸切バスの新たな運賃・料金制度は安全コストを反映した運賃としているため、待機した時間は時間制運賃を收受する。ただし、改善基準告示(※)でいう休息期間を与えた場合には、当該時間は走行時間から除くことが出来る。なお、フェリーボートを利用した場合の航送にかかる時間については、休息期間の適用に関わらず、8時間を上限として時間制運賃を收受すること。

※「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(平成元年労働省告示第7号)

【参考】

○ 営業所で勤務を終了することができない運行を行う場合、旅客自動車運送事業運輸規則に基づいて、点呼を実施し、勤務を終了する場所の付近に睡眠に必要な施設※¹を整備※²又は確保※³しなければならないこととされている。

※1 乗務員が実際に睡眠を必要とする場所に設けられていない施設や寝具等必要な設備が整えられていない施設等は睡眠施設に該当しない。

※2 施設の自己所有、施設の一定期間の借り上げ等一定期間の使用権原を有すること。

※3 ホテルを予約するなど一時的な使用権原を有すること。



○ バス運転者の労働時間等の改善基準のポイント(厚生労働省労働基準局資料抜粋)

拘束時間とは、始業時刻から終業時刻までの時間で、労働時間と休憩時間(仮眠時間を含む)の合計時間をいいます。

休息期間とは、勤務と次の勤務の間の時間で、睡眠時間を含む労働者の生活時間として、労働者にとって全く自由な時間をいいます。

※休息期間分割の特例 … 業務の必要上、勤務の終了後継続した8時間以上の休息期間を与えることが困難な場合には、当分の間、一定期間(原則として2週間から4週間程度)における全勤務回数の2分の1の回数を限度として、休息期間を拘束時間の途中及び拘束時間の経過直後に分割して与えることができます。この場合、分割された休息期間は、1日において1回当たり継続4時間以上、合計10時間以上でなければなりません。

○ 一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の届出及び変更命令の処理要領について

(平成11年12月13日付け自旅第129号)(抜粋)

別紙2 一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の標準適用方法

2. 運賃の計算方法

運賃は、以下の計算方法により計算した額を合算する。

(1) 時間制運賃

① 出庫前及び帰庫後の点呼・点検時間(以下「点呼点検時間」という。)として、1時間ずつ合計2時間と、走行時間(出庫から帰庫までの拘束時間をいい、回送時間を含む。以下同じ。)を合算した時間に1時間あたりの運賃額を乗じた額とする。

ただし、走行時間が3時間未満の場合は、走行時間を3時間として計算した額とする。

② 2日以上にわたる運送で宿泊を伴う場合、宿泊場所到着後及び宿泊場所出発前の1時間ずつを点呼点検時間とする。

③ フェリーボートを利用した場合の航送にかかる時間(乗船してから下船するまでの時間)は8時間を上限として計算することとする。

(2) キロ制運賃

走行距離(出庫から帰庫までの距離をいい、回送距離を含む。以下同じ。)に1キロあたりの運賃額を乗じた額とする。